

報告事項(2)重層的支援体制整備事業の実施について

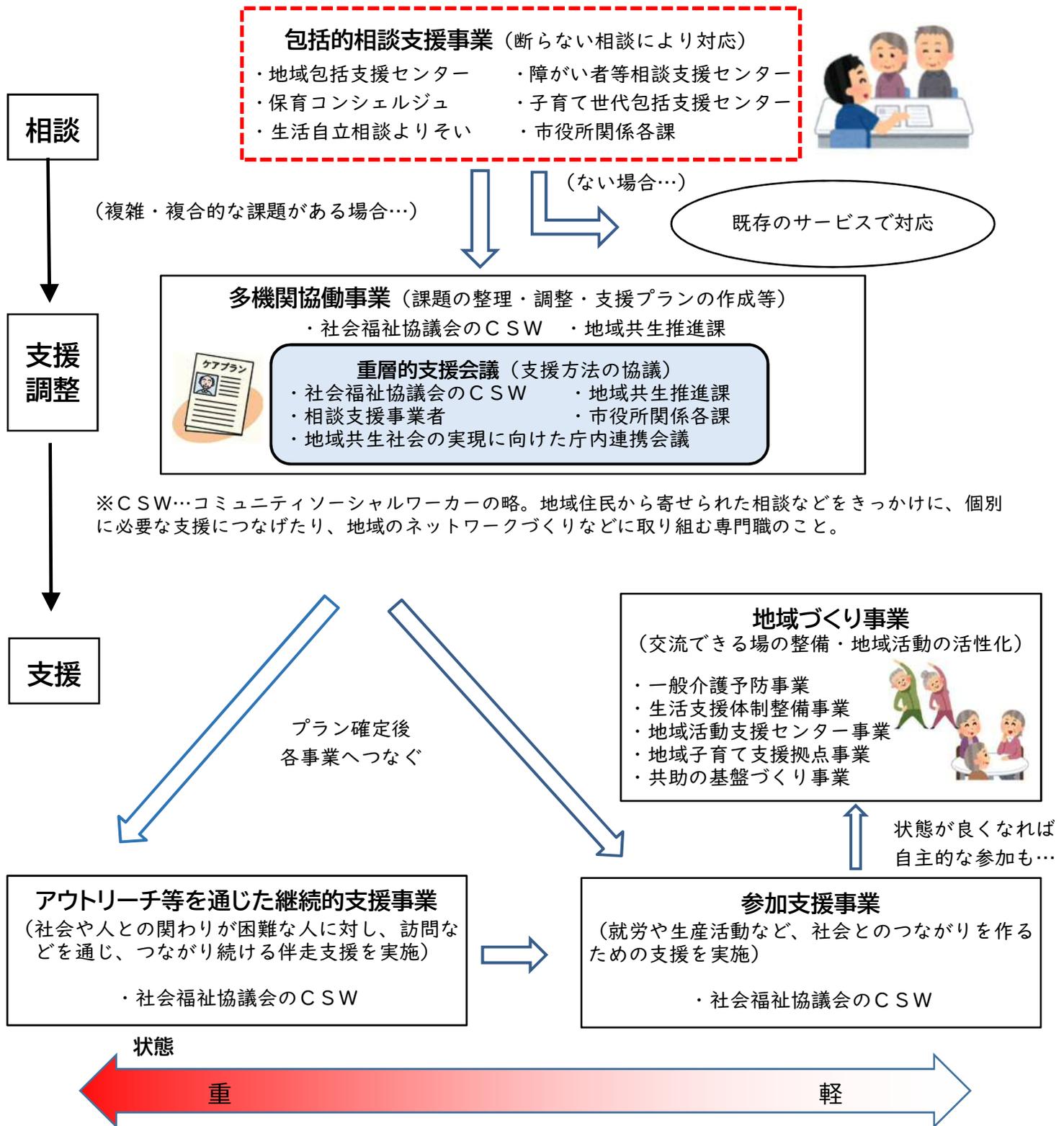
○重層的支援体制整備事業とは

- ・地域共生社会の実現に向けた、市町村が取り組む事業（法第106条の4第2項）
- ・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すというもの
- ・具体的には次の3つを一体的に行う
 - ①相談支援(まずは相談を断らない)…同条同項第1・4・5号
 - ②参加支援(社会とのつながりを段階的に回復する支援)…同条同項第2号
 - ③地域づくり(地域での交流の場などを整備に関する後方支援)…同条同項第3号

○重層的支援体制整備事業 各事業の概要

事業名		事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	(新) 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う（全体調整、マネジメント） ・支援関係機関の役割分担
	(新) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援	(新) 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・定着支援と受け入れ先の支援 ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化

○重層的支援体制整備事業 実施時フロー



重層的支援体制整備事業 実施のメリット

- ①伴走型支援による継続的な関わり⇒多機関協働事業の担当者による定期的な訪問が可能
- ②相談支援機関等の負担軽減⇒複合事案に関する関係者との調整役を多機関事業者が担う
- ③福祉からの地域づくりの推進⇒対象者の日常生活での課題に着目し、地域での支え合いを推進

※上記の市民対応を、令和4年7月から実施。第1回重層的支援会議は8月26日(金)

〇ここまでの取組み

	地域共生推進課・社協	庁内関係各課	相談支援機関
R4.1月	24日 R3第3回 社会福祉審議会地域福祉専門分科会(重層的支援体制整備事業実施計画に関する協議)		
	28日 地域共生社会と重層的支援体制整備事業に関する庁内研修 受講者:76名		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画、実施マニュアルの作成 ・委託先の社協との調整 		
3月		9日 庁内連携会議協議部会(重層事業実施方法に関する協議)	14日 重層的支援体制整備事業に関する説明会①(制度の概要について)
4月	重層的支援体制整備事業実施計画 開始		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民対応業務開始に向けた準備 ・「参加支援事業」を実施する福祉資源の開拓・調整 ・各相談支援事業所との関係づくり 	23日 庁内連携会議協議部会(市民対応業務開始に向けた協議)	26日 重層的支援体制整備事業に関する説明会②(市民対応業務開始に向けた協議)
6月		27日 庁内連携会議(市民対応業務開始に係る報告)	
7月	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 越谷市重層的支援体制整備事業 市民対応業務開始 </div>		
8月	8月26日(金) 第1回重層的支援会議		